

外国企業誘致推進によるビジネスイノベーション加速化事業に関する  
質問及び回答

	質問	回答
1	「業務委託仕様書」2(1)の昨年度支援した外国企業等4社のフォローアップ業務として、昨年度マッチングした県市企業や新規県市企業との個別オンライン面談を行ってよいか。その時の通訳の費用の計上は可能か。また、その面談を(5)のビジネスマッチングの件数20件に含めてよいか。	昨年度支援した外国企業等のフォローアップ業務として、昨年度マッチングした県市企業や新規県市企業との個別オンライン面談を行うことは構わない。その時の通訳の費用の計上も可能である。また、その面談をビジネスマッチングの件数に含めてもよい。
2	「業務委託仕様書」2(4)アの支援対象企業に、昨年度の支援対象企業を含んではいけない、という理解で正しいか。	新規の企業であることを想定している。なお、支援対象企業は、「業務委託仕様書」2(4)イにあるとおり、選定委員会により選定すること。
3	昨年度の支援企業がSTATION Aiへの入居を進める前提で、「業務委託仕様書」2(4)ウ③のSTATION Aiで行われる商談会・交流会に参加を希望する場合それは認められるか。その場合、昨年度支援企業を招聘する費用は年初予算に組み込んでいないが、その予算を予算総額を変えない中で費目を組み替えて確保し、執行することは可能か。	昨年度の支援企業がSTATION Aiへの入居を進める前提で、「業務委託仕様書」2(4)ウ③の商談会・交流会等に参加することは構わない。その際、昨年度の支援企業を招聘する費用を年初予算に組み込んでいない場合で、当該予算を当初予算の中で費目を組み替えて確保し、執行することを希望する場合は、その時点でコンソーシアム事務局と相談すること。
4	「業務委託仕様書」2(5)のビジネスマッチングに、昨年度の支援企業、昨年度のオンラインマッチングに参加した企業が再度参加してもよいか。	再度参加してもよい。
5	「業務委託仕様書」3(1)のアウトカムで、県市へ進出するとの定義は県市に拠点を登記するという理解で正しいか。	お見込みのとおり。

6	「業務委託仕様書」3(1)のアウトカムで、縣市へ進出した企業の中に、昨年度の支援企業が入ってもよいか。	2024年度に実施する当事業を通じて進出した場合は含めてよい。
7	「業務委託仕様書」3(2)ウのアンケートにより縣市への進出の可能性が向上した企業の件数の中に昨年度の支援企業が入って良いか。	2024年度に実施する当事業に参加した場合は含めてよい。
8	「業務委託仕様書」4(2)会計報告書について、「その他、コンソーシアム事務局が指定するもの」とは何か。また、精算時に必要な書類は業務報告書の他に何か。	会計報告書における「その他、コンソーシアム事務局が指定するもの」とは、会計報告書の内容により、必要に応じてコンソーシアム事務局が関係書類の提出を求める場合があることを意味する。また、精算時に必要な書類は、業務報告書及び会計報告書である。
9	再委託金額の上限設定はあるか。	再委託金額の上限設定は設けていない。ただし、「募集要領」4(1)のとおり、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできないこと、また、事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業の内容及び必要性を十分勘案すること、としていることに留意すること。疑義が生じる恐れがある場合は、事前にコンソーシアム事務局と協議すること。
10	契約は金額確定型の契約か、もしくは概算契約のどちらか。	金額が確定した契約である。ただし、「業務委託仕様書」7(4)のとおり、契約金額の見直しを行う場合がある。
11	一般管理費は認められるか。	認められる。